

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

香芝市の令和5年3月31日現在の人口は78,668人（男37,580人、女41,088人）、世帯数は32,662世帯であり、令和4年度奈良県統計課市町村別推計人口によると、令和4年10月1日現在の年少人口割合は14.50%、生産人口割合は60.94%、老年人口割合は24.56%である。令和2年度の国勢調査での人口増加率は0.70%で、奈良県でも有数の人口増加率を誇るものの、平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所により公表された将来推計人口では、2025年をピークに人口が減少することが予測されている。

香芝市内には、公務を除くと1,903社の事業所（平成28年度経済センサス活動調査）が存在しており、そのうち、第一次産業は3社（0.16%）、第二次産業は361社（18.97%）、第三次産業は1,539社（80.87%）である。その中で最もシェアの高い産業は「卸売・小売業」の22.54%である。一方で「製造業」のシェアは10.71%であり、製造品出荷額は県内他市と比較しても低い状況にある。

これらの事業者はおよそ99%が中小企業であり、本市の産業は中小企業によって支えられている。本市では中小企業に対する独自の支援策として、「設備投資」「商品開発」「販路開拓」「特許等の取得」「創業」などに対する補助事業に取り組み、市内の産業活性化を図ってきた。しかし、少子高齢化による人材不足や後継者問題による廃業の危機などにも直面しており、依然として中小企業にとっては厳しい経営環境は続いている。

こうした状況に鑑み、市内の中小企業における生産性の高い設備の導入・更新を促すことにより、生産性の向上や安定した事業基盤の構築、競争力の強化につなげていくことが必要である。

(2) 目標

市内中小企業の生産性の高い設備投資を促進することで競争力の強化を図り、賃金の上昇や雇用の増加、域内での消費の拡大につなげ、経済の好循環を実現させる。

これを実現させるために、2年間で10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を行った中小企業者の労働生産性が年3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

香芝市の産業は、小売・卸売業、製造業、サービス業、建設業など多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、雇用及び地域活力の創出には直接的につながらないため、太陽光発電設備、その他再生可能エネルギー関連設備及び無人事業所設備については対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組みを促すため、市内における全ての地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組みを促すため、市内における全ての事業所等を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月15日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組み、反社会的勢力との関係が認められるもの、市税の滞納があるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。